

有料老人ホーム重要事項説明書（住宅型専用）

施設名	季布之家西館
定員・室数	17人・9室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型（自立除く）
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居室区分	定員1～2人（親族のみ対象）

1 事業主体

名 称	法人等の種別	医療法人		
	フリガナ 名 称	リョウホクジンヤクサンカイ 医療法人社団さくら会		
主たる事務所の所在地	〒 154-0017	東京都世田谷区世田谷一丁目32番18号		
連 絡 先	電 話 番 号	03-3420-7111		
	ファックス番号	03-3706-3847		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.setagaya-hp.or.jp			
代 表 者 職 氏 名	役職名	理事長	氏名	岡田 錬之介
設 立 年 月 日	昭和33年3月17日			
主 な 事 業 等	病院・診療所・老人保健施設・看護高等専修学校 他介護事業			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	2	克歩訪問看護ステーション	世田谷区世田谷1-32-6 1階
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	1	ビバ・フローラ	世田谷区世田谷1-16-2
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	1	ビバ・フローラ	世田谷区世田谷1-16-2
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	1	グループホームチューレンポート	世田谷区世田谷1-4-3
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		
居宅介護支援	1	克歩訪問看護ステーション	世田谷区世田谷1-32-6 1階

<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	2	克歩訪問看護ステーション	世田谷区世田谷1-32-6 1階
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	1	ビバ・フローラ	世田谷区世田谷1-16-2
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	1	ビバ・フローラ	世田谷区世田谷1-16-2
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	グループホームチューレレポート	世田谷区世田谷1-4-3
介護予防支援	1	克歩訪問看護ステーション	世田谷区世田谷1-32-6 1階
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	1	ビバ・フローラ	世田谷区世田谷1-16-2
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名称	フリカ`ナ	キノイニシカ		
	名称	季布之家西館		
所在地	〒	154-0017		
		東京都世田谷区世田谷一丁目32番16号		
連絡先	電話番号	03-3426-3235		
	ファックス番号	03-3426-3284		
ホームページ	http://www.setagaya-hp.or.jp			
管理者職氏名	役職名	管理者	氏名	丸山 邦昭
事業開始年月日	令和3年6月1日			
届出年月日	令和3年5月19日			
届出上の開設年月日	令和3年6月1日			
事業所へのアクセス	東急世田谷線 世田谷駅徒歩5分			

施設・設備等の状況										
敷地	権利形態	-		抵当権	あり					
	面積	219.88 m ²								
建物	権利形態	賃貸借		抵当権	あり					
	延床面積	519.98 m ²		うち有料老人ホーム分 425.97 m ²						
	竣工日	平成3年10月31日								
	階数			地上 6階		地下 0階				
				うち有料老人ホーム分 地上 6階		地下 0階				
	構造	耐火建築物		建築物用途区分		共同住宅・事務所				
併設施設等	あり (世田谷中央病院会議室)									
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	令和3年6月1日		～		令和23年3月31日			
		自動更新	あり							
居室	階	定員	室数	面積						
	2階	2人	1	40.73 m ²		～	40.73 m ²			
	3階	2人	2	34.46 m ²		～	40.73 m ²			
	4階	2人	2	34.46 m ²		～	40.73 m ²			
	5階	2人	2	34.46 m ²		～	34.46 m ²			
	6階	2人	1	34.46 m ²		～	34.46 m ²			
	6階	1人	1	32.1 m ²		～	32.1 m ²			
一時介護室	階	定員	室数	面積						
				m ²		～	m ²			
				m ²		～	m ²			
居室内の設備等	便所		全室あり		共同便所 1箇所					
	洗面		全室あり		共同洗面 1箇所					
	浴室		全室あり		共同浴室 1箇所					
	冷暖房設備		全室あり							
	電話回線		なし		()					
	テレビアンテナ端子		全室あり		(設置済 施設料金に含まれている)					
共同便所	0 箇所		()							
共同浴室	個浴： 0		大浴槽： 0		機械浴： 0					
	併設施設との共用		なし ()							
食堂	兼用		なし ()							
	併設施設との共用		なし ()							
その他の共用施設	あり (談話室)									
エレベーター	あり 1基									
消防設備	自動火災報知設備： あり		火災通報装置： あり		スプリンクラー： なし					
緊急呼出装置	居室： あり		便所： あり		浴室： なし		脱衣室： なし			

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
管理者（施設長）			1			1人	0.5	生活相談員
生活相談員			1			1人	0.5	管理者
看護職員：直接雇用	1					1人	1.0	
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用	3					3人	3.0	
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員						0人		
その他従業者						0人		

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間								
③-1 介護職員の資格													
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		/							
		専従	非専従	専従	非専従								
介護福祉士	2	1											
実務者研修													
介護職員初任者研修	2												
介護支援専門員													
たん吸引等研修（不特定）													
たん吸引等研修（特定）													
資格なし													
③-2 機能訓練指導員の資格													
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		/							
		専従	非専従	専従	非専従								
理学療法士													
作業療法士													
言語聴覚士													
看護師又は准看護師	1												
柔道整復師													
あん摩マッサージ指圧師													
はり師又はきゅう師													
③-3 管理者（施設長）の資格					介護福祉士								
④ 夜勤・宿直体制													
配置職員数が最も少ない時間帯					17 時 30 分～ 8 時 30 分								
上記時間帯の職員配置数					介護職員 1 人以上		看護職員 0 人以上						

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満				1							
1年以上3年未満						1					
3年以上5年未満											
5年以上10年未満				1							
10年以上		1		1							
合計		1	0	3	0	1	0	0	0	0	0

4 サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり（配食サービス）
食事介助サービス	なし
入浴介助サービス	なし
排せつ介助サービス	あり
口腔衛生管理サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	なし
定期的な安否確認の方法	2時間おきに巡回
施設で対応できる医療的ケアの内容	経管栄養など相談に応じ施設看護職員が対応。ただし、24時間常駐ではないので対応できない場合があります。

医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団さくら会 世田谷中央病院
	所在地	東京都世田谷区世田谷1-32-18 (施設に隣接)
	協力の内容	入居者の受診、治療並びに夜間急変時の相談 主に内科、外科整形外科の受診、治療が可能 治療費等は実費
協力医療機関(2)	名称	
	所在地	
協力歯科医療機関	名称	
	所在地	
	協力の内容	
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり (年 2 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		なし
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	原則60歳以上
	要介護度	自立・要支援・要介護
	医療的ケア	相談に応じます。
	認知症	受け入れできない場合もあります。
	その他	なし
身元引受人等の条件、義務等	利用者の都合で入居契約履行不可能なことが生じた場合、身元引受人は利用者と連帯して、履行の責を負うものとする。(入居契約書第30条による)	
体験入居	利用期間	3泊4日まで
	利用料金	1泊2日8,800円(家賃:4,000円、管理費:3,000円、食費:1,800円)
	その他	体験入居の注意事項等は「入居契約書」記載事項に準じます。
入院時の契約の取扱い	家賃相当額及び管理費をお支払いいただくことで、契約を継続することができます。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているケースに限り、ケアマネジャー・主治医等の意見を踏まえ、管理者・介護職員・看護職員によるカンファレンスを実施し、本人及び家族に説明のうえ行う。また、身体拘束の内容等を記録し、早期の解除に務める。	
事業者からの契約解除	入居契約書第26条による	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		

その他の居室への移動	なし								
判断基準・手続									
利用料金の変更									
前払金の調整									
従前居室との仕様の 変更									
提携ホーム等への転居	なし								
判断基準・手続									
利用料金の変更									
前払金の調整									
従前居室との仕様の 変更									
苦情対応窓口									
窓口の名称1	季布之家西館								
電話番号	03-3426-3235								
対応時間	8:30 ~ 17:00 (平日、ただし祝祭日を除く)								
窓口の名称2	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30
電話番号	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30
対応時間	8:30 ~ 17:00 (平日、ただし祝祭日を除く)								
窓口の名称3	東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当								
電話番号	03-5320-4296								
対応時間	9:00 ~ 17:45 (平日、ただし祝祭日を除く)								
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称：賠償責任保険(損害保険ジャパン株式会社)								
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等									
アンケート調査、意見箱等利用者 の意見等を把握する取組	あり								
東京都福祉サービス 第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし						
その他機関による 第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし						

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢：	88.0 歳	入居者数合計：	6 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満								
65歳以上75歳未満					1			
75歳以上85歳未満						1		
85歳以上					2	1	1	
合計	0	0	0	0	3	2	1	0
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	
入居者数		3	3				6	
男女別入居者数	男性： 2 人		女性： 4 人					
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	35 % （定員に対する入居者数）							

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居	1	医療機関への入院	1
介護老人保健施設へ転居	23	死亡	
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居	1	退去者数合計	26

6 利用料金

入居準備費用	なし	円
明内細訳		
支払日・支払方法		
解約時の返還		
敷金	あり	
金額	250,000円 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。	

家賃及びサービスの対価

プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
月額プラン	0円	261,600円	124,000	83,600	0	54,000	0
		0円					
		0円					
日帰り	0円	8,720円	4,134	2,786	0	1,800	0

各料金の内訳・明細	前払金	月額単価（ 円）× 想定居住期間（ 月） により算出 （月額単価の説明） （想定居住期間の説明）
	家賃	近傍同種の家賃と比較して設定
	管理費	水道光熱費、事務管理部門の person 費・事務費、入居者への日常生活支援サービス提供のための person 費・事務費、共用施設等の維持管理費
	介護費用	介護保険外サービスを提供する費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	朝食 500 円・昼食 650 円・夕食 650 円 間食 円 1日あたり 1,800 円 × 30日で積算 厨房管理運営費 円など （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 毎週金曜日の午前中までに、翌週召し上がる食事の確認を行います。それ以降のキャンセルは実費をご負担いただきます。
	光熱水費	管理費に含む

前払金の取扱い		
支払日・支払方法		
償却開始日		
返還対象としない額		
	位置づけ	
契約終了時の返還金の算定方式		
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月	起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から	日以内
保全措置	保全先：	
その他留意事項		
月額利用料の取扱い		
支払日・支払方法	当月分を翌月末日までに支払います。	
その他留意事項	結果として入居期間が1ヶ月に満たない場合に限り、日割り（30日）計算とさせていただきます。	
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）	
料金改定の手続		
入居契約書第29条に基づき運営懇親会において協議の後決定します。		

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	月額プラン		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	0	261,600

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	公開していない	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	公開していない	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

_____年 月 日

署名 _____

説明年月日
_____年 月 日

説明者職・氏名

職

署名

介護サービス等の一覧表(参考様式)

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)
特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○			特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中	○	—	○	—
巡回 夜間	○	—	○	—
食事介助	—	—	—	▲
排泄介助	—	—	(○)	▲
おむつ交換	—	—	(○)	▲
おむつ代	—	—	—	¥60/枚～
入浴(一般浴)介助	—	—	—	▲
清拭	—	—	—	▲
特浴介助	—	—	—	—
身辺介助	—	—	—	▲
・体位交換	—	—	—	▲
・居室からの移動	—	—	—	▲
・衣類の着脱	—	—	—	▲
・身だしなみ介助	—	—	—	▲
口腔衛生管理	—	—	—	▲
機能訓練	—	—	—	▲
通院介助 (協力医療機関)	—	—	(○)	—
通院介助 (上記以外)	—	¥500/30分	—	¥500/30分
緊急時対応	○	—	○	—
オンコール対応	○	—	○	—
<生活サービス>				
居室清掃	—	—	○	—
リネン交換	—	1,000円/回	—	1,000円/回
日常の洗濯	—	¥500/回	—	¥500/回
居室配膳・下膳	○	—	○	—
嗜好に応じた特別食	—	—	—	—
おやつ	—	—	—	—
理美容	—	実費+¥500/回	—	実費+¥500/回
買物代行(通常の利用区域)	—	¥500/30分	—	¥500/30分
買物代行(上記以外の区域)	—	—	—	—
役所手続き代行	—	—	—	—
金銭管理サービス	—	—	—	—

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)
サービス			特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断	—	年2回実費	—	年2回実費
健康相談	○	—	○	—
生活指導・栄養指導	○	—	○	—
服薬支援	(○)	薬局への受取代行 ¥500/30分	(○)	薬局への受取代行 ¥500/30分
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	○	—	○	—
医師の訪問診療	—	医療費実費	—	医療費実費
医師の往診	—	医療費実費	—	医療費実費
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス	—	—	—	—
入退院時の同行(協力医療機関)	○	—	○	—
入退院時の同行(上記以外)	—	—	—	—
入院中の洗濯物交換・買物	—	—	—	—
入院中の見舞い訪問	—	—	—	—
<その他サービス>		応相談		応相談

施設名:季布之家西館

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 . 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 . 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 . 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合 . ○ 不適合	各居室内に1か所 ユニットバス内設置に向け調整。
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合 . ○ 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 . 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。	○ 適合 . 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 . 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 . 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合 . 不適合 . ○ 非該当	保全先:
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合 . 不適合 . ○ 非該当	初期償却率: %
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合 . 不適合 . ○ 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。